

建設業法施行令第 4 1 条第 3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

改 正 後 （令和 3 年 7 月 2 6 日）	改 正 前 （平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日）
建設業法施行令第 <u>4 1</u> 条第 3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準 1. 趣旨 本基準は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 1 項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和 3 1 年政令 2 7 3 号。以下「令」という。）第 <u>4 1</u> 条第 3 項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。 2. 措置の基本方針 技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第 <u>4 1</u> 条第 3 項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。 3. 用語の定義 本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。 なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。 4. 措置の基準 （1）一般的基準	建設業法施行令第 <u>2 7</u> 条の 9 第 3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準 1. 趣旨 本基準は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 1 項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和 3 1 年政令 2 7 3 号。以下「令」という。）第 <u>2 7</u> 条の 9 第 3 項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。 2. 措置の基本方針 技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第 <u>2 7</u> 条の 9 第 3 項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。 3. 用語の定義 本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。 なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。 4. 措置の基準 （1）一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
①他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為 ②出願に関する不正行為(④に該当する場合を除く。)	1 年
③参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2 年
④虚偽の出願（替え玉受検、無資格受検など）によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3 年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

- ①不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ②過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第41条第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1 年
参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2 年
虚偽の出願（替え玉受検、無資格受検など）によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3 年

(2) 個別事情による措置の加重又は軽減

- ①不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ②過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

①技術検定の学科試験、実地試験は一連のものであることから、実地試験における不正行為により、受検禁止の措置を講じる場合には、当該受検者の学科試験の合格の決定を取り消すこととする。

②不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第27条の9第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の

措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。 7. 施行期日等 ①この基準は、<u>令和3年7月26日から施行する。</u> ②この基準は、<u>その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。</u>	措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。 7. 施行期日等 この基準は、<u>平成27年4月1日から施行する。</u>
--	---